

■「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」改定素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和4年12月15日（木）～令和5年1月14日（土）

■意見提出者数：22人

意見内訳

区 分	件 数
ア 計画策定の趣旨、基本理念等に関すること	4
イ 発生の予防に関すること	9
ウ 進行の予防に関すること	9
エ 再発の予防に関すること	11
オ 基盤整備に関すること	0
カ 推進体制及び進行管理に関すること	1
キ その他	22
計	56

意見反映状況

区 分	件 数
A 新たな計画に反映しました。	5
B 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	11
C 今後の施策運営の参考とします。	15
D 反映できません。	11
E その他(感想や質問等)	14
計	56

■「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」改定素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和4年12月15日（木）～令和5年1月14日（土）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨、基本理念等に関すること イ 発生の予防に関すること ウ 進行の予防に関すること エ 再発の予防に関すること オ 基盤整備に関すること カ 推進体制及び進行管理に関すること キ その他
---

<反映区分> A 新たな計画に反映しました。 B 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。 C 今後の施策運営の参考とします。 D 反映できません。 E その他(感想や質問等)
--

受付番号	内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
1	エ	目次、4施策体系 中柱・小柱、3再発の予防 (1) 社会復帰の支援 【意見】 「社会復帰の支援」→「回復の支援」 「社会復帰の理解」→「回復の理解」 【理由】 「第2期アルコール健康障害対策推進基本計画（厚生労働省）」の「再発予防」において「社会復帰」は、「回復支援」の下位概念と捉えることが出来る。また、「社会復帰」は法律を犯した人の社会復帰と、傷病を抱えながらの人の社会復帰では意味合いが異なってくる。社会復帰のみだと、就労+E8:E63と復職に限定される可能性もあるが、回復を加えることで課題と施策に合致した内容になる。課題や施策には、社会全体が正しい知識を得ることで、依存症という疾患からの回復につながっていくといえる。「現状」「課題」「施策」の内容からもアルコール依存症は、「社会復帰」というより「回復」が適切と考えられる。	D	「社会復帰」という表現は、国の第2期アルコール健康障害対策推進基本計画やアルコール健康障害対策基本法第21条を参考にしており、「社会復帰」には、「回復支援」も含めた概念として広く認識しています。
2	キ	4施設体系 【意見】 「小柱」の各内容に、担当部署や担当機関をいれる。 【理由】 私達が今後連携をとっていききたいため、具体的な所管先があるとわかりやすくなる。	D	県では、関係所属の密接な連携と協力により、アルコール健康障害対策を総合的に推進しています。各施策の所管については、計画を所管するがん・疾病対策課へお問合せください。
3	イ	1発生の予防 (1) 普及啓発の推進 1学校教育（青少年）への推進◇喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進 【意見】 （前略）連携を図り、依存症治療や支援の専門家からの教育を行う場を作る。 【理由】 この教育を誰が行うかを明示した方が具体的になる。	C	今後の政策運営の参考とさせていただきます。
4	イ	1発生の予防 (1) 普及啓発の推進 2県民への推進◇依存症に関する普及啓発 【意見】 県民の目に触れやすいような仕掛けづくりを推進する。具体的に、町内会において、依存症教育を年1回定期的に行う。回覧板に「依存症」の資料を回覧できるようにする。 【理由】 町内会と連携することで、より地域に応じた普及が行える。	C	今後の政策運営の参考とさせていただきます。
5	イ	1発生の予防 (2) こころの健康づくり 3学校におけるこころの健康づくりの推進 ◇SOSの出し方に関する教育 【意見】 「ヤングケアラーになっている児童生徒が支援を受けられやすい体制を作ります」という文言を加える。 【理由】 義務教育期間中に若者へ、依存症治療や支援の専門家からの教育を行えるような仕組みを作る。義務教育を終えた若者が就労した場合を考えると、早めの教育が必要になる。	A	P72 ケアラー・ヤングケアラーは、アルコール関連問題を抱える者へのサポートも含まれることから、「2 進行の予防」「(4) アルコール関連問題を抱える者に対する対策」「② 暴力・虐待の背景にアルコール関連問題がある場合の対策」を「② 社会的課題の背景にアルコール関連問題がある場合の対策」に修正し、の中で、ケアラー・ヤングケアラーへの支援に係る施策を追加します。 なお、義務教育期間中の若者に対する依存症の正しい知識の啓発については、「1 発生の予防」の各施策の中で対応していきます。
6	イ	1発生の予防 (3) 不適切な飲酒への対策 3販売・提供への対策 【意見】 「酒類を販売・提供する場所には、「依存症支援・啓発」のチラシやポスターを貼り、相談窓口へアクセスしやすいようにする。」を加える。 【理由】 アルコール健康障害対策基本法第6条において事業者の責務として種類の製造又は販売を行う事業者が協力することの努力義務が記載されています。神奈川県では具体的に協力内容を記載することが必要。	C	今後の政策運営の参考とさせていただきます。

■「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」改定素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和4年12月15日（木）～令和5年1月14日（土）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨、基本理念等に関すること イ 発生の予防に関すること ウ 進行の予防に関すること エ 再発の予防に関すること オ 基盤整備に関すること カ 推進体制及び進行管理に関すること キ その他
---

<反映区分> A 新たな計画に反映しました。 B 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。 C 今後の施策運営の参考とします。 D 反映できません。 E その他(感想や質問等)
--

受付番号	内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
7	ウ	2進行の予防(2) 相談支援体制の充実 3相談支援者に対する研修◇依存症セミナーの実施 【意見】 様々な分野に従事する支援者等を、「行政(生活保護担当、障害福祉担当、高齢者福祉担当等)」「地域包括支援センター」「ケアマネジャー」「ホームヘルパー」「訪問看護事業所」「民生委員」「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」等とする。 【理由】 「行政(生活保護担当、障害福祉担当、高齢者福祉担当等)」「地域包括支援センター」「ケアマネジャー」「ホームヘルパー」「訪問看護事業所」「民生委員」の方々は、ほとんどアルコール依存症の知識を学ばないまま現場に出て、依存症に関する様々な社会問題に直面したら良いかわからない。	B	様々な分野に従事する支援者等の「等」に、ご意見をいただいた方々も想定しているため、記載方法はそのままとさせていただきます。ご意見をいただいた方々を含め、様々な分野に従事する支援者に向けて、依存症セミナーを企画していきます。
8	ウ	2進行の予防(3) アルコール健康障害に係る医療の充実と医療連携の推進 1一般医療機関と専門医療機関でのアルコール医療の充実◇一般の医療従事者向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知、及び 2内科等身体科と精神科との医療連携の推進◇一般の医療従事者向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知 【意見】 「神奈川県医師会、神奈川県病院協会等の医療者の職能団体との連携や提携を行う。」を加える。 【理由】 第2期アルコール健康障害対策推進基本計画(厚生労働省)にも「一般の医療従事者向けの治療ガイドラインを基に、アルコール依存症に関する早期介入方法や治療についての研修プログラムの開発・普及を図る」と明記されており、これらを具体的に図るためには、職能団体との連携協力が必須。	C	ご意見を踏まえ、医師会や病院協会との連携、ホームページの活用など、効果的な周知方法を今後検討していきます。
9	ウ	2進行の予防(4) アルコール関連問題を抱える者に対する対策 2暴力・虐待の背景にアルコール関連問題がある場合の対策 【意見】 「現状」「課題」にヤングケアラーを加える。「施策」の「子ども・家庭110番」などの個所に「ヤングケアラーとして生活している児童・生徒への支援」の文言を加える。 【理由】 厚生労働省ホームページ「ヤングケアラー」に「アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している」と明記されている。	A	P72 「2 進行の予防」「(4) アルコール関連問題を抱える者に対する対策」「② 暴力・虐待の背景にアルコール関連問題がある場合の対策」を「② 社会的課題の背景にアルコール関連問題がある場合の対策」に修正し、その中で、ケアラー・ヤングケアラーへの支援に係る施策を追加します。
10	エ	3再発の予防(1) 社会復帰の支援◇酒害予防講演会(依存症公開講座)の実施 【意見】 特に若い世代に対して、アルコールのリスクや適正飲酒について正しい知識の普及啓発を図るため、県内の大学等と連携した取組みを実施します。 「大学等」を「小学校、中学校、高校、大学等」とする。 【理由】 義務教育期間中に若者へ、依存症治療や支援の専門家からの教育を行えるような仕組みを作る。義務教育を終えた若者が就労した場合を考えると、早めの教育が必要。	C	今後の政策運営の参考とさせていただきます。
11	エ	3再発の予防(2) 民間団体の活動支援 1地域における自助グループや回復支援施設等との連携及び 2自助グループや回復施設 【意見】 「自助グループ、家族会や回復施設等」と記載 【理由】 家族の回復を必須であるため、民間団体に家族会が位置づけられることが必要。	A	P 2 自助グループ及び回復支援施設等の注釈に「家族会」を含めました。 ※自助グループや回復支援施設等とは、同じ問題を抱えた当事者同士でつながり、相互に支援し合う自助グループやアルコール依存症の回復を支援する、入所・通所でのリハビリ施設の回復支援施設、家族会及びアルコール依存症の回復を支援する民間団体を指しています。
12	エ	3再発の予防(2) 民間団体の活動支援 1地域における自助グループや回復施設等との連携◇自助グループや回復支援施設等との連携と支援 【意見】 「自助グループ、家族会が定例会等を開催するための会場費用の助成を行う。」を加える。 【理由】 コロナ禍や働き方改革の影響で、今まで利用できていた公共施設の使用が出来なくなっている。使用できたとしても施設利用料の負担が高く、自助グループ、家族会の開催の弊害が出ている。回復をしていくために使用しやすい環境整備が必要。	D	各施設の管理者が異なり、それぞれのルールで貸出を行っています。また、会場費の助成については、県の厳しい財政状況から困難ですが、自助グループ等の活動に対しては可能な限り協力していきます。

■「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」改定素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和4年12月15日（木）～令和5年1月14日（土）

<p>&lt;内容区分&gt;</p> <p>ア 計画策定の趣旨、基本理念等に関すること</p> <p>イ 発生の予防に関すること</p> <p>ウ 進行の予防に関すること</p> <p>エ 再発の予防に関すること</p> <p>オ 基盤整備に関すること</p> <p>カ 推進体制及び進行管理に関すること</p> <p>キ その他</p>	<p>&lt;反映区分&gt;</p> <p>A 新たな計画に反映しました。</p> <p>B 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。</p> <p>C 今後の施策運営の参考とします。</p> <p>D 反映できません。</p> <p>E その他(感想や質問等)</p>
--	---

受付番号	内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
13	キ	<p>(その他)</p> <p>【意見】 アルコール依存症本人（当事者）に、家族は必ず加える。</p> <p>【理由】 家族が入っていない箇所も散見されます。重点目標3には、「アルコール健康障害の本人及びその家族等」と記されている。また2進行の予防（2）相談支援体制の充実2相談支援者に対する研修でも家族は記載されている。アルコール依存症（当事者）と家族は切っても切り離せない。</p>	B	本計画では、アルコール健康障害を有する本人だけではなく、その家族の方々へ支援の充実を進め、健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指しています。
14	キ	<p>(その他)</p> <p>【意見】 リーフレット等の配布するための方法</p> <p>【理由】 説明する人や、渡す人を誰が行うかを明確化していく。</p>	C	本計画におけるリーフレットの配布の目的は、まずは多くの方に依存症に関する正しい知識を持っていただくことです。効果的な周知方法については、今後検討していきます。
15	ア	<p>重点目標2 抜粋</p> <p>「～また、医療従事者をはじめ、地域の関係機関（行政機関、保健、福祉、介護、司法等）の相談従事者が依存症に対する正しい知識や対応について学ぶための研修（依存症セミナー）を開催し、適切な支援ができるよう支援力の向上を図ります。」</p> <p>地域の関係機関向けの研修を行うことは良いことだと思うが、関心のある方は参加をし、そうでない方への参加も出来るよう開催方法等を関係機関や当事者ご家族、等で企画運営出来るようにお願いしたい。 例えば、県内にいるASK依存症予防教育アドバイザーなどに委託するなど。</p>	C	依存症セミナーの企画、周知方法等について、依存症治療拠点機関等と検討していきます。
16	ウ	<p>◇ 地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業の実施</p> <p>具体的にどのようなモデル事業の実施を計画されているのかの提示があると良い。</p>	B	依存症対策地域支援事業実施要綱に基づき、依存症治療拠点機関である北里大学病院に委託しているモデル事業であり、事業内容は計画に記載しているとおりです。
17	ウ	<p>◇ 地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業の実施</p> <p>アルコール専門病棟での勤務経験も経て地域に出て訪問看護を行っているが、依存症の方と関わったことのない支援者もかなり多いと思う。ケアマネ、相談支援専門員、ヘルパー、横浜でいうところの地域ケアプラザのように地域に密着して支援を行っている方が施策に記載があるように一貫したサポートが出来るような普及啓発事業を行って頂けたらと思う。</p>	E	ご意見をいただいた方々を含め、様々な分野に従事する支援者に依存症セミナー等の機会を通じて、依存症の知識を普及啓発していきます。
18	ウ	<p>◇ 地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業の実施</p> <p>地域包括ケアシステムで、ピアサポーターという言葉も出てきているが、いわゆるピアサポーターと依存症のリカバリースタッフとで1名配置ではなく、それぞれ1名配置の2名体制を整えて頂けると良いと思う。</p>	E	ご意見ありがとうございました。

■「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」改定素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和4年12月15日（木）～令和5年1月14日（土）

<p>&lt;内容区分&gt;</p> <p>ア 計画策定の趣旨、基本理念等に関すること</p> <p>イ 発生の予防に関すること</p> <p>ウ 進行の予防に関すること</p> <p>エ 再発の予防に関すること</p> <p>オ 基盤整備に関すること</p> <p>カ 推進体制及び進行管理に関すること</p> <p>キ その他</p>	<p>&lt;反映区分&gt;</p> <p>A 新たな計画に反映しました。</p> <p>B 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。</p> <p>C 今後の施策運営の参考とします。</p> <p>D 反映できません。</p> <p>E その他(感想や質問等)</p>
--	---

受付番号	内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
19	ウ	<p>◇ 一般の医療従事者向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知</p> <p>◇ 一般の精神科医向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知</p> <p>一般科、精神科の訪問看護ステーション、各在宅医療相談室のようなところも周知の対象に入れる。一般科と精神科をつなぐ意味でも、訪問看護ステーションは役割を担えると思う。現在は、そのつなぎ方等に戸惑いを感じている訪問看護スタッフが多いように見受けられる。連携の為に「問題解決をしない事例検討」という方法も。神奈川県でも取り組めると良いと思う。</p>	C	ご意見を踏まえ、研修の周知先を検討していきます。
20	キ	<p>施策体系</p> <p>掲げている柱についてそれぞれの担当部署が明記されていると連携できると思った。</p>	D	県では、関係所属の密接な連携と協力により、アルコール健康障害対策を総合的に推進しています。各施策の所管については、計画を所管するがん・疾病対策課へお問合せください。
21	エ	<p>4 施策体系 中柱・小柱</p> <p>3 再発の予防 (1) 社会復帰の支援</p> <p>【意見】</p> <p>「社会復帰の支援」→「回復の支援」「社会復帰の理解」→「回復の理解」（他、理由欄も含む）</p> <p>【理由】</p> <p>「社会復帰」と記載している時点で、依存症の理解が乏しいと考える。例えば、当法人が運営する施設のボランティアスタッフや利用者の中に、タクシーや運送業経験者のドライバーがいる。ここ数年、アルコールチェックや薬物検査で引っかかって退職を余儀なくされた乗務員は、実は多くいるとのこと。本人、会社そして組合などは依存症の治療や教育には無関心で、今だに当事者は、過去の治療経験や診断履歴を記入する欄に、薬物アルコール依存で治療を受けたなんて書くことができないでいる。合わせて、眠剤や安定剤など処方箋を受けて服薬していることなども、会社に申告義務があっても申告できないのが現状である。社会復帰ではなく、依存症は社会で実際に働いている優秀な人材の中にこそ多く潜んでいるため、社会全体で取り組む姿勢が大切である。「何とかできるのであれば何とかしてほしいが、恐くて個人や一会社では何もできない」という悲痛な声が届いているので、代わって報告する。また、回復と記載する場合、県では回復の概念をどのようにとらえていて、パブコメを受けて具体的にどのように対策をしていくか回答を求める。（ASK依存症予防教育アドバイザーチームは全国的に連携・協力は可能である）</p>	D	「社会復帰」という表現は、国の第2期アルコール健康障害対策推進基本計画やアルコール健康障害対策基本法第21条を参考にして作成しており、「社会復帰」には、「回復支援」も含めた概念として広く認識しています。
22	キ	<p>4 施設体系</p> <p>【意見】</p> <p>「小柱」の各内容に、担当部署や担当機関を加える。（他、理由欄も含む）</p> <p>【理由】</p> <p>私達チームとしては今後連携をとることは可能である。しかしながら、具体的な所管先がわからなければ、連携も協力もできないため。</p>	D	県では、関係所属の密接な連携と協力により、アルコール健康障害対策を総合的に推進しています。各施策の所管については、計画を所管するがん・疾病対策課へお問合せください。
23	イ	<p>1 発生の予防 (1) 普及啓発の推進1 学校教育（青少年）への推進◇喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進</p> <p>【意見】</p> <p>（前略）連携を図り、依存症治療や支援の専門家からの教育を行う場を作る。</p> <p>【理由】</p> <p>この教育を誰が行うかを明示していない。業務がひっ迫している教育現場に、難しい依存症教育の分野まで任せるのは現実的ではないと考える。専門家に委託できるように、学校側に予算をつけてあげてほしい。</p>	C	今後の政策運営の参考とさせていただきます。

■「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」改定素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和4年12月15日（木）～令和5年1月14日（土）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨、基本理念等に関すること イ 発生の予防に関すること ウ 進行の予防に関すること エ 再発の予防に関すること オ 基盤整備に関すること カ 推進体制及び進行管理に関すること キ その他
---

<反映区分> A 新たな計画に反映しました。 B 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。 C 今後の施策運営の参考とします。 D 反映できません。 E その他(感想や質問等)
--

受付番号	内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
24	イ	1発生の予防（1）普及啓発の推進2 県民への推進◇依存症に関する普及啓発 【意見】 県民の目に触れやすいような仕掛けづくりを推進する。町内会や市町のイベントなどにおいて、依存症教育などを定期的に行う。回覧板などにも「依存症」の資料を回覧できるようにする。 【理由】 昨年度も、行政からの誤送金をオンラインカジノなどに当ててしまうなど、多方面で影響が明るみに出てきているなか。一般的には、ゲーム障害という言葉すら聞いたことがない人も多いという声をよく聞く。みじかな所からの専門家の連携は必要と考える。	C	いただいたご意見も踏まえ、周知方法等については、今後検討していきます。
25	エ	3再発の予防（1）社会復帰の支援◇酒害予防後援会（依存症公開講座）の実施 【意見】 「大学等」を「小学校、中学校、高校、大学等」とする。（他、理由欄も含む） 【理由】 義務教育期間中に若者へ、依存症治療や支援の専門家からの予防教育を行えるような仕組みを作る。ゲーム障害やスマホ依存・市販薬依存など、依存症は決して大人の病気ではなく、若者から対策が必須である。何より、県が力を入れようとしているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの育成においても、現代の若者に接する専門家として、依存症予防教育の分野は欠かせないと考える。	C	今後の政策運営の参考とさせていただきます。
26	キ	【意見】 家族、家族支援を目次から加える。 【理由】 アルコール依存症本人（当事者）と家族は切っても切り離せないし、家族の回復の方が時間がかかるため。	B	目次にある「自助グループ及び回復支援施設等」に家族会が含まれています。 P2 自助グループ及び回復支援施設等の注釈に「家族会」を含めました。 ※自助グループや回復支援施設等とは、同じ問題を抱えた当事者同士でつながり、相互に支援し合う自助グループやアルコール依存症の回復を支援する、入所・通所でのリハビリ施設の回復支援施設、家族会及びアルコール依存症の回復を支援する民間団体を指しています。
27	カ	【意見】 家族会参加の目標数値を入れる。 【理由】 アルコール依存症本人（当事者）と家族は切っても切り離せないし、家族の回復の方が時間がかかるため。	D	県の施策に関する目標値であることから、民間団体の参加に関する目標値の設定は困難です。
28	キ	まず、アルコール依存症者の高齢化について思うところがある。長くアルコールに依存していると、身体への影響が強くなる方が多いのは周知されていると思う。その割には、医療的なケアが出来る居場所は殆どなく、中には訪問看護を積極的に利用できる方もいるが、一方で孤独死をしてしまう人もいる。個人的には医療施設も併用したリハビリをする場所の必要性を感じている。 また、医療者に対する疑問がある。これは、依存症を診察してくれる病院に対してではなく、内科の病院に対してである。依存症者は、はじめ受診する病院は専門病院ではなく、身体の不調から内科を受診するのが一般的なパターン。そこで、良心的な病院だと内臓疾患がアルコールに問題があると判断し、紹介状を書いて連携をとってくれるが、一部の病院では連携を取ってくれない病院がある。徹底したネットワークの構築が必要だと感じている。	E	ご意見ありがとうございました。
29	キ	つくし断酒会では毎週土曜日に相談会を行っている。私たち相談委員は相談に来られた方に話を聞き、親身に相談にのっている。その時医師、ソーシャルワーカーのような病院に繋がりのある方が同席して頂ければもっと断酒に繋がりがやると感じる事が多々ある。一般の相談委員よりも資格のある専門家の話に聞き耳を持つのは当たり前だと思う。 月に一回でも良いので、専門家が来て頂ければ心強いのでよろしくお願ひしたい。	E	ご意見ありがとうございました。

■「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」改定素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和4年12月15日（木）～令和5年1月14日（土）

<p>&lt;内容区分&gt;</p> <p>ア 計画策定の趣旨、基本理念等に関すること</p> <p>イ 発生の予防に関すること</p> <p>ウ 進行の予防に関すること</p> <p>エ 再発の予防に関すること</p> <p>オ 基盤整備に関すること</p> <p>カ 推進体制及び進行管理に関すること</p> <p>キ その他</p>	<p>&lt;反映区分&gt;</p> <p>A 新たな計画に反映しました。</p> <p>B 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。</p> <p>C 今後の施策運営の参考とします。</p> <p>D 反映できません。</p> <p>E その他(感想や質問等)</p>
--	---

受付番号	内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
30	キ	断酒会を行う会場ですが、現在会場費用を会員費でまかなっていますが、大変負担になっている。会を継続する為にも国の援助を必要。	E	各施設の管理者が異なり、それぞれのルールで貸出を行っています。また、会場費の助成については、県の厳しい財政状況から困難ですが、自助グループ等の活動に対しては可能な限り協力していきます。 (意見概要が要望のため、内容区分はキ、反映区分はEとさせていただきます。)
31	イ	家族を、子どもたちを、忘れていませんか？ 『チャイルドケア』を策定してください。アルコール依存症は家族ぐるみの病気である。ひとりのアルコール依存症者に対し、複数の家族がいる。依存症当事者の飲酒を何とかして止めさせようと、家族は自分のことを後回しにして、必死で対応している。家庭が酒のために歪み、酒の影響を受けた家庭で育つ子どもたちが一番被害を受ける。酒の影響を受けて歪んだ家庭で育つ子どもたちをAC、アダルトチャイルドと呼びますが、ACは、酒の影響を受けない家庭で育つ子どもたちの4倍、両親がアルコール依存症者の場合は9倍、依存症になりやすいという研究結果がある。『チャイルドケア』の対策はどこに書かれていますか？アメリカのベティセンターには、チャイルドプログラムがある。「両親が言い合いをしている場面を見せていないから、子どもは大丈夫」と思っている、家族でチャイルドプログラムに参加する中で、どれほど子どもたちが傷つき、悲しみ、苦しんでいたかに気づく。成長すべきタイミングで心の成長ができず、心の傷を抱えて育つ子どもたちの支援を、今すぐ策定してほしい。東京アルコール医療総合センターには、『子どもプログラム・思春期プログラム』がある。家族が様々な研修を受けるように、子どもを対象にしたプログラムを組んでください。ACの多くは、助けてと声を上げることができず、自分に愛情をかけてもらえないため人を信じられず、辛い状況を受け止めざるを得ないその辛さから、『話すな・信じるな・感じるな』と学習し、良い子の仮面を被って育ちやすくなる。飲酒問題のない一般家庭の子どもたちが飲酒しないための施策はいろいろありましたが、依存症者のいる家庭に育つ子どもたちの心の傷つきへのアプローチを急いでほしい。今も傷ついている子どもたちや、すでに大人になり心の傷と生き辛さを抱えたACは、アルコール依存症当事者の何倍もの人数になる。回復しないまま生き辛さを抱え生き、家族を持ち、子育てをしていくことを想像してほしい。	C	アルコール依存症に至る背景にはストレスなどのこころの問題があると言われており、依存症の発生防止にストレスを一人で抱えず、適切な相談につなげることが大切です。本計画では、発生の予防の中柱として「こころの健康づくり」を位置づけ、子どもや大人を対象とした施策を明記しています。 いただいたご意見を踏まえ、引き続き、こころの健康づくりに関する施策を進めます。
32	イ	1 発生子防(2) こころの健康づくり『SOSの出し方に関する教育の推進』がチャイルドケアに近いようにも感じますが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールメンターは、どの程度アルコール依存症について学び、家族やACの置かれている状況を理解し、実践してきているのか。対応する側の力量にばらつきのないよう、毎年研修を受けるなどの一定の基準を作り、学び続けて欲しいと切望する。現実的には、色々な問題を抱える生徒たちの対応に手一杯で、アルコール依存症やその家族やACについて学ぶ時間も機会もないのではと推察する。アルコール依存症は否認の病で、治療に結びつくことが極めて少ない疾患。飲酒問題のある家庭で育つ子どもたちのSOSに学校で、地域で、どこかで気づいてサポートすることで、まず子どもたちと家族が回復していくことが大切。何よりもまず家族に支援の手を伸ばしてください。支援してください。子どもたちと家族の回復が、ゆくゆくは依存症者の回復にも繋がるため、是非とも普段の業務の中にACとその家族の支援の意識づけをしっかりと持っていたいただきたい。そして、学校と、家族会やアスク依存症予防教育アドバイザーが、お互いが顔なじみであるような関係性の構築ができればと思う。	E	ご意見ありがとうございます。
33	ア	重点目標3 チャイルドケアは、家族・子どもで分けて対応せず、窓口は1本でお願いしたい。子どもを別枠の施策にせず、家族対応の中で、家族として情報をキャッチできるようにしてほしい。研修会やプログラムの情報なども、家族会へは必ず告知してほしい。精神保健福祉センター、保健福祉事務所・センター、保健所と、家族会との連携をさらに深め、顔見知りの繋がりが維持できる関係づくりを願っている。また、関係施設にポスターやチラシで掲示したり、広報やネット上に掲載するなど、目に触れる機会を多くしてほしい。	E	ご意見ありがとうございます。
34	キ	本計画の実行時に協力する立場として、まず気づいたところとしては、できれば小柱、最低でも中柱単位で担当部署を明示していただきたいという点でした。担当部署を明示していただければ連絡窓口が明確となり、情報交換のお願いなどのやり取りをしようとした際にも連絡が容易となり、その後の協力関係構築の際にも大いに役立つのではないかと考える。	D	県では、関係所属の密接な連携と協力により、アルコール健康障害対策を総合的に推進しています。各施策の所管については、計画を所管するがん・疾病対策課へお問合せください。

■「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」改定素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和4年12月15日（木）～令和5年1月14日（土）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨、基本理念等に関すること イ 発生の予防に関すること ウ 進行の予防に関すること エ 再発の予防に関すること オ 基盤整備に関すること カ 推進体制及び進行管理に関すること キ その他
---

<反映区分> A 新たな計画に反映しました。 B 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。 C 今後の施策運営の参考とします。 D 反映できません。 E その他(感想や質問等)
--

受付番号	内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
35	キ	3つの大柱である“発生の予防”、“進行の予防”、“再発の予防”のすべてに共通して記載されている唯一の施策である、“依存症に関する普及啓発”を実効あるものとするために、“動画やリーフレット等を使用し、普及啓発に取り組む”と記載されているが、特にリーフレットは配布するだけでは廃棄されることが多く、なかなか読んでもらって理解するまでへと進んで行かないのが実情ではないか。せっかく苦労して作成されたリーフレットなのですから、ある程度、対象を絞って配布されていると思うが、配布した方がその時に直接、内容に関するポイントだけでも手渡した相手に説明していただいたうえで配布するようにしてほしいと思う。	C	本計画におけるリーフレットの配布の目的は、まずは多くの方に依存症に関する正しい知識を持っていただくことです。効果的な周知方法については、今後検討していきます。
36	キ	“情報提供”という一方向の文言が多く（37カ所）見受けられます。情報提供という文言からは継続性を認められないように感じますので、アップデートした情報はその都度提供する、という意味合いを持たせるために情報共有ということばが使われてはいかがでしょうか。また現状はそうであっても5年、10年先を見据え、“情報共有”や“情報交換”という双方向のやり取りを目指してほしいと思う。 一例を挙げるとすると、重点目標3 自助グループや回復支援施設等に関する支援の充実に関しての説明文<2行目以降>・・・、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療・支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の紹介に比べ、依存症に関するセミナー及びイベント等について<情報提供>します。 【修正提案】 ・・・、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療・支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の紹介に比べ、依存症に関するセミナー及びイベント等について<情報共有>します。 【修正理由】 “情報提供します。”よりは情報の双方向のやり取りが可能となることの方が、その後も継続しやすくなるでしょうし、また神奈川県として地域でできる独自のきめ細かな対応が明確となり実行可能となっていくのではないかと考える。例えば、かながわ依存症ポータルサイトでの双方向の情報交換・共有ができるよう、ポータルサイトの“依存症について知ろう 回復の広場”のそれぞれの話題について、話題提供者への質問や提案なども織り交ぜながら語り合える、またそれらのやりとりの内容をとりまとめて閲覧できるようなサイトを開設していただくことも一案ではないか。	B	本計画に記載している「情報提供」は、アップデートした情報をその都度提供する意味も含んでいます。
37	キ	1. 家族が回復する為の勉強をする場所の提供(出来れば無償) 2. 勉強する為に必要な費用の補助 上記、2点の支援をお願いしたい。 理由は、 依存症者の家族は明日の事の不安の中、自分の生き方にまごまごして、依存症の勉強になかなか取り組めなく、まして交通費、会費などの負担まで考えられず、つい我慢してしまいます。結果、せっかく入って来ててもすぐに辞めてしまうので、その方達の為になればと思う。	E	各施設の管理者が異なり、それぞれのルールで貸出を行っています。また、会場費の助成については、県の厳しい財政状況から困難ですが、自助グループ等の活動に対しては可能な限り協力していきます。 (意見概要が要望のため、内容区分はキ、反映区分はEとさせていただきます。)
38	キ	会場費について 現在会員の会費の中から会場費を支払っているが、会員の減少に伴い会場費の負担が大きくなっている。会の性質上営利目的ではないので、会場費を全額又は半額程度免除していただきたいと思う。	E	各施設の管理者が異なり、それぞれのルールで貸出を行っています。また、会場費の助成については、県の厳しい財政状況から困難ですが、自助グループ等の活動に対しては可能な限り協力していきます。 (意見概要が要望のため、内容区分はキ、反映区分はEとさせていただきます。)
39	キ	酒害相談について 毎週土曜日に酒害相談を受けていますが、なかなか難しい問題も多くあります。毎回でなくても良いので、心理師さんやs wの方に来ていただけるとありがたいです。	E	ご意見ありがとうございました。

■「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」改定素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和4年12月15日（木）～令和5年1月14日（土）

<p>&lt;内容区分&gt;</p> <p>ア 計画策定の趣旨、基本理念等に関すること</p> <p>イ 発生の予防に関すること</p> <p>ウ 進行の予防に関すること</p> <p>エ 再発の予防に関すること</p> <p>オ 基盤整備に関すること</p> <p>カ 推進体制及び進行管理に関すること</p> <p>キ その他</p>
--

<p>&lt;反映区分&gt;</p> <p>A 新たな計画に反映しました。</p> <p>B 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。</p> <p>C 今後の施策運営の参考とします。</p> <p>D 反映できません。</p> <p>E その他(感想や質問等)</p>
---

受付番号	内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
40	エ	<p>施策体系の中柱、小柱の「社会復帰」を「回復・社会復帰」ないし「回復」に変更する。</p> <p>3 再発の予防 中柱 「社会復帰の支援」を「回復・社会御復帰への支援」に変更。</p> <p>3 再発の予防 小柱 「（社会復帰への理解）」を「（回復への理解）」に変更。</p> <p>76ページから77ページ 同じ見出し語が再出するので、すべて上記に準じて変更する</p> <p>82ページ 課題に記載がある「社会復帰」を「回復」に変更</p> <p>【理由】 当事者から見ると、「社会復帰」という言葉の陰に「負の人間像」の残像をどうしても読み取ってしまうのである。「社会復帰」という言葉から「負の人間像」の残存イメージを払拭させるためには、この言葉を「就労・復職」の意味に限定し、「病気からの立ち直り」という意味を表す言葉は「回復」に統一するべきであるとする。</p>	D	「社会復帰」という表現は、国の第2期アルコール健康障害対策推進基本計画やアルコール健康障害対策基本法第21条を参考にしており、「社会復帰」には、「回復支援」も含めた概念として広く認識しています。
41	キ	<p>断酒会の会場費の助成金をお願いしたい。</p>	E	各施設の管理者が異なり、それぞれのルールで貸出を行っています。また、会場費の助成については、県の財政状況から困難ですが、可能な限り協力していきます。（要望のため、内容区分はキ、反映区分はEとさせていただきます。）
42	キ	<p>（自助グループ及び回復支援施設等について） 市の行政などでの啓発をもっと意欲的にしてほしい。広報に積極的に載せてほしい。認知度知名度をあげてほしい。</p>	B	計画に記載しているとおり、アルコール依存症を含む依存症の正しい知識を多くの方に理解していただけるよう動画やリーフレット等を活用し、普及啓発に取り組みます。併せて、引き続き、自助グループや回復支援施設等の活動の周知を図っていきます。
43	エ	<p>（目次） 4 施策体系 中柱・小柱 3 再発の予防(1) 社会復帰の支援</p> <p>【意見】 「社会復帰の支援」→「回復の支援」 「社会復帰の理解」→「回復の理解」</p> <p>【理由】 アルコール依存症に対する正しい知識の促進の【現状】の中で、アルコール依存症の特徴の中に「～周囲の誤解や偏見等のため、恥の意識や周囲の非難を恐れるがあまり、自らの依存の状態を認められないこと～」とあり、【課題】では「～県民ニーズ調査では依存症について「意思が弱いことが原因」等、誤った認識を持たれている方が一定程度ほどおり～とあります。依存症当事者とその家族にとって、調査結果でもわかるように、この根強い偏見が回復を妨げる大きな壁となっている。社会復帰以前に、アルコール依存症は回復する病気であることを県民の皆さんに理解していただくことが大事であり、そのことを強調する意味で、回復の支援、回復の理解に表現を変えるべきだと思う。</p>	D	「社会復帰」という表現は、国の第2期アルコール健康障害対策推進基本計画やアルコール健康障害対策基本法第21条を参考にしており、「社会復帰」には、「回復支援」も含めた概念として広く認識しています。
44	イ	<p>1 発生の予防 (1)普及啓発の推進 ◇喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進 児童・生徒に対する指導の充実</p> <p>【意見】 （前略）連携を図り、依存症治療や支援の専門家からの教育を行う場をつくる。</p> <p>【理由】 依存症治療や支援の専門家（ASK認定依存症予防教育アドバイザー他）からの教育を行う場を作る。また、依存症回復当事者、その家族の体験を児童・生徒に聞かせる機会を作ることで、依存症になるメカニズムや回復していく過程を聞くことができ、より具体的な病気への理解が深まることが期待できる。</p>	C	今後の政策運営の参考とさせていただきます。

■「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」改定素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和4年12月15日（木）～令和5年1月14日（土）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨、基本理念等に関すること イ 発生の予防に関すること ウ 進行の予防に関すること エ 再発の予防に関すること オ 基盤整備に関すること カ 推進体制及び進行管理に関すること キ その他
---

<反映区分> A 新たな計画に反映しました。 B 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。 C 今後の施策運営の参考とします。 D 反映できません。 E その他(感想や質問等)
--

受付番号	内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
45	ウ	2 進行の予防 (3)アルコール健康障害に係る医療の充実と医療連携の推進 ◇一般の医療従事者向けの治療ガイドラインを基にした研修の周知 【意見】 研修の周知→研修参加への推奨に変える。 【理由】 【課題】 アルコール依存症が疑われる人の数と医療機関の受診者数に大きな差（いわゆる治療ギャップ）があると記載がある。依存症本人が直接に専門病院へ受診することへのハードルは高く、その家族も専門病院へ本人をつなげることに苦悩する。しかし、アルコールの影響で内科的な病気になり、一般内科医療にはつながらず、内科医療の現場でも、根底にアルコールの問題がある患者への対応に苦慮していると聞いている。治療ギャップの問題解決には、一般内科医のアルコール依存症を疑われる患者を専門病院へつなぐ役割は大きく、専門病院との連携も大切ですが、一般内科医がアルコール依存症という病気の理解と治療ガイドラインの研修を受講することを周知でとどまらず、受講推奨することが急務だと思う。	B	研修の周知とは、研修の受講を推奨することを目指しています。
46	ウ	2 進行の予防 (4) アルコール関連問題を抱える者にたいする対策 暴力・虐待の背景にアルコール関連問題がある場合の対策 【意見】 「現状」「課題」にヤングケアラーを加える。「施策」の「子ども・家庭110番」などの箇所「ヤングケアラーとして生活している児童・生徒への支援」を加える。 【理由】 ヤングケアラーには、アルコールの問題を抱える家族に対応している子供も含まれます。	A	P72 「2 進行の予防」「(4) アルコール関連問題を抱える者に対する対策」「② 暴力・虐待の背景にアルコール関連問題がある場合の対策」を「② 社会的課題の背景にアルコール関連問題がある場合の対策」に修正し、の中で、ケアラー・ヤングケアラーへの支援に係る施策を追加します。
47	エ	3 再発の予防 (2) 民間団体の活動支援 地域における自助グループや回復施設等との連携 ◇自助グループや回復施設等との連携と支援 【意見】 「自助グループや家族会が定例会等を開催するための会場の確保、会場費の助成を行う。」を加える。 【理由】 コロナ禍や働き方改革の影響で、今まで利用できていた公共施設の使用ができなくなったり、人数制限で以前より大きな会場を確保しなくてはならなくなり、会場の確保、施設利用料の負担が大きくなっている。特に、会独自で運営している家族では、運営資金も少なく、参加者の負担となっています。運営がしやすい支援が必要。	D	各施設の管理者が異なり、それぞれのルールで貸出を行っています。また、会場費の助成については、県の厳しい財政状況から困難ですが、自助グループ等の活動に対しては可能な限り協力していきます。
48	キ	(その他) 【意見】 アルコール依存症本人（当事者）に、家族を加える。 【理由】 重点目標3には「アルコール健康障害の本人及び家族が必要な支援につながるができるよう～」とあります。また、アルコール依存症の症状に最初に気がつくのは一緒にいる家族であり、家族の回復によって、依存症当事者の回復に良い影響を与えることができる。	B	本計画では、アルコール健康障害を有する本人だけではなく、その家族の方々へ支援の充実を進め、健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指しています。
49	エ	3 再発の予防 (1) 社会復帰の支援◇酒害予防後援会（依存症公開講座）の実施 【意見】 「大学等」を「小学校、中学校、高校、大学等」とする。 【理由】 義務教育期間中に若い人たちへ、ASK依存症予防教育アドバイザーや依存症の経験者や依存症治療や支援の専門家からの教育を行えるような仕組みを作る。前例主義ではなく、さまざまな機関や団体が手をあげられるようにしてほしい。義務教育を終えた若者が就労した場合を考えると、早めの教育が必要。	C	今後の政策運営の参考とさせていただきます。

■「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」改定素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和4年12月15日（木）～令和5年1月14日（土）

<p>&lt;内容区分&gt;</p> <p>ア 計画策定の趣旨、基本理念等に関すること</p> <p>イ 発生の予防に関すること</p> <p>ウ 進行の予防に関すること</p> <p>エ 再発の予防に関すること</p> <p>オ 基盤整備に関すること</p> <p>カ 推進体制及び進行管理に関すること</p> <p>キ その他</p>	<p>&lt;反映区分&gt;</p> <p>A 新たな計画に反映しました。</p> <p>B 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。</p> <p>C 今後の施策運営の参考とします。</p> <p>D 反映できません。</p> <p>E その他(感想や質問等)</p>
--	---

受付番号	内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
50	エ	3再発の予防(2)民間団体の活動支援 1 地域における自助グループや回復施設等との連携 及び 2 自助グループや回復施設 【意見】 「自助グループ、家族会や回復施設等」と記載 【理由】 家族の回復が必須であるため、民間団体に家族会が位置づけられることが必要。	A	P2 自助グループ及び回復支援施設等の注釈に「家族会」を含めました。 ※自助グループや回復支援施設等とは、同じ問題を抱えた当事者同士でつながり、相互に支援し合う自助グループやアルコール依存症の回復を支援する、入所・通所でのリハビリ施設の回復支援施設、家族会及びアルコール依存症の回復を支援する民間団体を指しています。
51	キ	神奈川県は依存症からの回復に有効な社会資源（自助グループを含む）はあるものの、その社会資源が豊富な地域とあまり頼れるところがない地域との差が激しいように思う。 一時的な相談窓口はありますが、継続して相談を受けられて、経過を見守れるような場所があると適切なタイミングで医療や回復施設に繋がる依存症者が増えるのではないかと思います。	B	計画の基本方針で掲げているとおり、アルコール健康障害に対応する切れ目ない支援体制の充実に取り組んでいきます。
52	キ	依存症対策・回復擁護のためにも予算や人員などを増やしてもらいたい。 また依存症を予防の段階から非当事者に知ってもらいたい。 神奈川県の民間依存症回復施設が行う、 ・相談、同行支援、啓発、広報、調査、研究、連携（医療・司法・行政） 業務のうち、障害者総合支援法の枠組みでカバーされない支出を、県の委託や補助、助成制度使ってサポートするインフラ作りをしてほしい。	E	ご意見ありがとうございました。
53	ア	計画の基本方針、重点目標1 【意見】 「生活習慣病のリスクを高める飲酒や・・妊産婦等の不適切な飲酒の予防に取り組みます。」→高齢者も加えていただきたい。 【理由】 認知症疾患医療センターの相談業務に携わっておりますが、「認知症かもしれない。」と相談される中で、飲酒が影響して認知症のような状況となっていると考えられるケースがほぼ毎月ある。10年以上認知症センターの業務に携わっているが、このような相談が継続して一定数ある。認知症については、国民が我が事として関心を寄せやすいこともあり、病気の理解がかなり進んできた実感しているが、依存症に関しては未だ他人事なのではないかと思う。我が事として捉えていくためにも、認知症と関連した統計等も必要ではないか。	B	重点目標1の対象は、高齢者の方も含まれています。
54	ア	重点目標2 【意見】 「医療従事者をはじめ、地域の関係機関・・」→具体的に研修を開催する機関として、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等を定めていただきたい。 【理由】 上記記載の通り、認知症の相談の背景には飲酒の問題が多々あり、相談者は配偶者の他に子供達や孫もおり、認知症の相談を通して、アルコール健康障害に関する正しい知識や対応についても情報提供ができるチャンスです。まさに、我が事として捉える機会になるため、高齢者の相談窓口の要である地域包括支援センターの職員がよく理解していることが非常に重要と考えます。	B	ご意見をいただいた方々を含め、様々な分野に従事する支援者に向けて、依存症セミナーを企画していきます。

■「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」改定素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和4年12月15日（木）～令和5年1月14日（土）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨、基本理念等に関すること イ 発生の予防に関すること ウ 進行の予防に関すること エ 再発の予防に関すること オ 基盤整備に関すること カ 推進体制及び進行管理に関すること キ その他
---

<反映区分> A 新たな計画に反映しました。 B 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。 C 今後の施策運営の参考とします。 D 反映できません。 E その他(感想や質問等)
--

受付番号	内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
55	キ	断酒会に係る ①会場確保への工夫 ②会場費一部負担への助成金当の補助をお願いしたい。 【理由】 ①この3年間コロナ対策として開催会場の人数制限が設けられ広い会場を借りることを余儀なくさせられ、結果負担額が多くなりました。 ②又、2021年10月より会場そのものが値上りし、抽選での確保に苦しみました（最高2,080円の値上がり）結果、参加者に値上げの負担を掛けるになりました。 私達当事者家族の声が届いて欲しい。予期せぬ世界情勢の中、変わらず苦境に立たされている家族の姿に思いを馳せて頂きたい。共感してほしい。幼い子と連れて一生懸命、勇気を得ようとする家族に回復する家族に子供たちへのアルコール依存症の負の連鎖を断ち切る為にこれからの5年間は今までの推進計画より5年先を見据えた推進計画であることを願う。愛ある推進計画を感じたい。	E	各施設の管理者が異なり、それぞれのルールで貸出を行っています。また、会場費の助成については、県の厳しい財政状況から困難ですが、自助グループ等の活動に対しては可能な限り協力していきます。 (意見概要が要望のため、内容区分はキ、反映区分はEとさせていただきます。)
56	キ	アルコール依存症のご本人の回復はもちろんの事、先に気が付く家族の回復がとても大切である。 私達家族はどうしようもなく困りはてた状態でやっと相談機関につながる。その相談機関につながる事もとても難関である。もともとと敷居の低い社会資源がほしい。辛い思いのご家族の方々を安定した場所で相談に通って頂き安心できる状況の中でご自身の健康な身体を心を取り戻して頂くために、ぜひぜひ定期的な家族の会場の確保と会場費のご支援をお願いしたい。会場確保はとても労力がある。どちらの会場も毎回申込抽選であり、はずれてしまうと会場探しに苦勞する。	E	各施設の管理者が異なり、それぞれのルールで貸出を行っています。また、会場費の助成については、県の厳しい財政状況から困難ですが、自助グループ等の活動に対しては可能な限り協力していきます。 (要望のため、内容区分はキ、反映区分はEとさせていただきます。)